

南アルプス市告示第152号

南アルプス市地域生活支援拠点事業実施要綱を次のように定める。

令和元年11月18日

南アルプス市長 金丸一元

南アルプス市地域生活支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南アルプス市地域生活支援拠点事業(以下「事業」という。)を実施することにより、障害児者(以下「障害者等」という。)の高齢化及び障害の重度化並びに親なき後を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点の整備を推進し、障害者等の生活を地域全体で支える障害サービス提供体制を構築するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活支援拠点 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)において示された「地域生活支援拠点等」のうち地域の複数の事業者が機能を分担して支援を行う面的な体制をいう。
- (2) 親なき後 障害者等の保護者等支援を行う者の高齢化、死亡等に伴い、障害者等の支援を行う者が不在となる状態をいう。
- (3) 受託者 南アルプス市(次条において「市」という。)から事業の全部又は一部を委託された指定障害サービス事業者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、適切な事業運営を行うことができると認める場合は、指定障害サービス事業者(以下「事業者」という。)に、次条に規定する地域生活支援拠点の機能に係る事業の全部又は一部を委託するものとする。

(地域生活支援拠点の機能)

第4条 地域生活支援拠点の機能は、次に掲げる機能とする。

機能	機能の内容
(1) 相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な

	サービスのコーディネート及び相談支援を行う機能
(2) 緊急時の受入・対応	短期入所等を活用した緊急時の受入体制の確保、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
(3) 体験の機会・場の提供	地域移行支援又は親元からの自立のために、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
(4) 専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化又は重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
(5) 地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(登録等)

第5条 第2条第2項の規定による委託を受けようとする事業者は、運営規程に地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定し、当該運営規程を添えて南アルプス市地域生活支援拠点事業登録申請書(様式第1号)(以下この条において「登録申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録申請書を受理した場合は、速やかに登録の可否を判断し、登録する場合は南アルプス市地域生活支援拠点事業登録書(様式第2号)を事業者に交付し、登録しない場合は、南アルプス市地域生活支援拠点事業登録不認定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録の決定をするときは、事業所台帳(様式第4号)に当該事業者(以下この条において「登録事業者」という。)を登録する。

4 登録事業者は、登録申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに南アルプス市地域生活支援拠点事業所登録変更申請書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

5 登録事業者は、第2項の規定による登録を終了するときは、そのおおむね1箇月前までに南アルプス市地域生活支援拠点事業終了申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実施の要件)

第6条 受託者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）により、地域生活支援拠点の趣旨及びその担う役割を十分に理解した上で、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

- 2 受託者は、事業の実施に当たり障害者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。
- 3 受託者及び事業に従事する者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。受託者又は事業に従事する者でなくなった後も同様とする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。